

# 秋田県の個人情報保護

《平成22年度 実施状況報告書》

秋 田 県

# 目 次

ページ

## 個人情報保護制度

### I 個人情報保護制度の利用状況

1	請求・開示等の状況 -----	1
2	実施機関別開示請求の状況 -----	5
3	個人情報の訂正請求、是正の申出、苦情の申出の状況 -----	5
4	事業者が取扱う個人情報の保護の状況 -----	5
5	不服申立ての状況 -----	6
6	個人情報保護審査会の運営状況 -----	7
7	実施機関の事務登録の状況 -----	7

### II 資料

1	これまでの取り組み状況 -----	8
2	個人情報保護審査会の開催等状況 -----	9
3	個人情報保護審査会答申状況一覧 -----	10

# I 個人情報保護制度の利用状況

個人の権利利益の保護を図り、個人の尊重に寄与するため、平成13年4月1日に秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）が施行されましたが、条例に基づく個人情報保護制度の利用状況は次のとおりです。

## 1 請求・開示等の状況

### (1) 文書による開示請求

平成22年度の文書による開示請求は16件で、その状況は次のとおりです（取下げを除く。）。

請求年月日	開示請求に係る個人情報の内容	担当課所	決定類型
H22.5.17	平成21年度クリーニング師試験における試験結果（科目別得点及び総合得点）	生活衛生課	全部開示
H22.6.3	平成22年3月4日に行われたクリーニング師試験における試験結果	生活衛生課	全部開示
H22.5.14	請求者の子が〇〇警察署で保護された時の請求者に関する個人情報	警察本部	部分開示
H22.7.12	秋田県が東京都から取得した請求者に係る判定書	福祉相談センター	全部開示
H22.9.3	請求者の子の一時保護処分について平成21年4月1日から申請日までの、請求者の子に関する指導経過記録など、〇〇児童相談所が行った家庭への援助に関する記録	児童相談所	部分開示
H22.9.2	平成22年1月13日、〇〇警察署〇〇課に請求者が出向いた時に作成された文書に記録されている請求者に関する個人情報	警察本部	部分開示
H22.9.2	被害届を提出するため〇〇警察署を訪問した時に作成された文書	警察本部	部分開示
H22.9.2	〇〇交番より警察署が請求者の自宅のアパートを訪問したが、このことに関し作成された文書（〇〇警察署に請求者が苦情の電話を入れたものも含む）	警察本部	部分開示
H22.9.2	自宅路上にて請求者が隣のアパートの50代位の女性に罵声を浴びせられ、その本人が呼んだと思われるパトカーが1台到着、その本人がパトカーに乗せられ〇〇警察署に連行された事に関し作成された文書	警察本部	部分開示
H22.9.14	請求者が〇〇児童相談所職員2名が張り付いていることで、〇〇警察署の職員に来てもらった際のことわかる文書	警察本部	部分開示
H22.11.26	〇〇技術専門校平成23年度入学生高卒コース2年課程一般入校選考における、各教科の請求者の得点数、なぜ請求者の面接の点数がそうなのか、各教科における請求者の順位	技術専門校	部分開示 非開示
H22.12.13	〇〇病院に医療保護入院したときの記録	山本地域振興局福祉環	全部開示 部分開示

		境部	
H22.12.17	女性相談所において通訳を通して請求者が聴取された内容についての記録	女性相談所	全部開示
H22.9.3	自宅周辺で不審な車を見かけることについて不快だと相談したときの相談記録	警察本部	部分開示
H22.9.3	請求者が実家へ行かなければならない都合があり、長男と一緒に連れて行けないかもしれないので、自宅付近を巡回してほしい、危険人物が請求者の留守中に子供に危害を加えるのではないかと、相談した時の記録	警察本部	部分開示
H22.9.3	請求者の長男が自宅に帰ってこないことで〇〇警察署へ届出をしに来ましたが、その後自宅に帰ってきたので、長男を連れて同署を訪れたところ、長男の写真を撮られた。これらの状況の分かる記録。	警察本部	部分開示

## (2) 簡易による開示請求

平成22年度の簡易開示請求の状況は次のとおりです。

開示請求は5,674件で、すべて開示をしています。

請求内容では、公立高等学校入学者選抜学力検査が5,238件で全体の約92.3%を占めています。

試験等の名称	担当課所等名	開示件数	開示した内容
秋田県職員採用大学卒業程度試験第1次試験	人事委員会	34	不合格者に係る総合得点及び総合順位
秋田県職員採用大学卒業程度試験第2次試験	〃	35	受験者に係る総合得点及び総合順位
秋田県職員採用高校卒業程度試験第2次試験（特別公募・電気）	〃	1	受験者に係る総合得点、試験種別得点及び総合順位
秋田県職員採用短大卒業程度・高校卒業程度試験第1次試験	〃	18	不合格者に係る総合得点及び総合順位
秋田県職員採用短大卒業程度・高校卒業程度試験第2次試験	〃	6	受験者に係る総合得点、試験種別得点及び総合順位
秋田県警察官A、女性警察官A採用試験第1次試験	〃	4	不合格者に係る総合得点及び総合順位
秋田県警察官A、女性警察官A採用試験第2次試験	〃	36	受験者に係る総合得点、試験種別得点及び総合順位
秋田県警察官B、女性警察官B採用試験第1次試験	〃	9	不合格者に係る総合得点及び総合順位

秋田県警察官 B、女性警察官 B 採用試験第 2 次試験	〃	1 7	受験者に係る総合得点、試験種別得点及び総合得点
秋田県警察官 B 共同試験第 1 次試験	〃	1	不合格者に係る総合得点及び総合順位
秋田県公立高等学校入学者選抜学力検査	教育委員会	5, 2 2 9	各教科の得点及び合計得点
秋田県公立高等学校入学者選抜後期選抜試験	〃	9	後期選抜問題の検査得点
秋田県調理師試験	健康推進課	1 3	総合得点及び科目別得点
毒物劇薬取扱者試験	医務薬事課	5	科目別得点及び総合得点
准看護師試験	医務薬事課	3	科目別得点及び総合得点
登録販売者試験	医務薬事課	1 2	科目別得点及び総合得点
秋田県立衛生看護学院推薦入学試験	衛生看護学院	3	学力検査の科目別得点
秋田県立衛生看護学院一般入学試験（保健科・助産科・看護科）	〃	3	学力検査の科目別得点
クリーニング師試験	生活衛生課	5	科目別得点及び総合得点
技能検定（前期）（1 級、2 級、単一等級）	雇用労働政策課	1	科目別得点
技能検定（後期）	〃	2	科目別得点
職業訓練指導員試験	〃	1	科目別得点
職業訓練指導員試験（1 1 月 1 1 日実施）	〃	1	科目別得点
職業訓練指導員試験（1 1 月 2 7 日実施）	〃	1	総合得点及び総合順位
秋田県立技術専門学校入学選考試験（高校卒業コース一般入校選考試験）	〃	2	科目別得点及び総合得点
秋田県立技術専門学校入学選考試験（高校卒業コース一般入校選考試験 2 次・追加 1）	〃	2	科目別得点及び総合得点

秋田県立技術専門校入学選考試験（高校卒業コース一般入校選考試験3次・追加2）	〃	1	科目別得点及び総合得点
砂利採取業務主任者試験	河川砂防課	4	科目別得点及び総合得点
国際教養大学の学部の入学者一般選抜試験	国際教養大学	118	得点（個別学力検査等の各教科別得点及び総合得点）及び評価（総得点のランク）（不合格者に係るものに限る。）
国際教養大学の学部の入学者特別選抜試験（推薦入学、AO・高校留学生選抜及び帰国生選抜）	〃	86	得点（英語小論文及び面接並びに総得点）及び評価（総得点のランク）（不合格者のものに限る。）
県立大学大学院研究科入学者選抜試験	県立大学	12	科目別得点及び総合得点、総得点のランク（不合格者のものに限る）
合 計		5, 674	

（注） 簡易開示：実施機関があらかじめ定めた個人情報については、口頭により開示請求を行い、即時に開示を受けることができるという制度です。

## 2 実施機関別開示請求の状況

実施機関別の開示請求は、教育委員会の5,238件が最も多く請求全体の約92.0%を占め、次いで国際教養大学及び県立大学が216件で請求全体の約3.8%、人事委員会が161件で請求全体の約2.8%、知事部局が66件で請求全体の約1.2%、公安委員会・警察本部が9件で請求全体の約0.2%となっています。

なお、次の表には、開示請求のなかった知事部局の総務部、企画振興部、農林水産部、出納局のほか、議会、選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会の各実施機関の掲載を省略しています。

区 分	文 書	簡 易	合 計
知 事 部 局	7	59	66
健康福祉部	4	39	43
生活環境部	2	5	7
産業労働部	1	11	12
建設交通部		4	4
教 育 委 員 会		5,238	5,238
人 事 委 員 会		161	161
公安委員会・警察本部	9		9
国際教養大学及び県立大学		216	216
計	16	5,674	5,690

## 3 個人情報訂正請求、是正の申出、苦情の申出の状況

各実施機関が保有する個人情報の取扱いに関する訂正の請求、是正の申出、苦情の申出はありませんでした。

## 4 事業者が取扱う個人情報の保護の状況

事業主に対する指導及び助言、説明又は資料提出の要求、勧告又は公表はありませんでした。

## 5 不服申立ての状況

行政不服審査法の規定に基づき、実施機関に対して平成22年度に不服申立てがなされたものは4件で、前年度繰越分1件を含めた5件の処理状況は次のとおりです。

諮問 番号	異議申 立年月	件 名	担当	秋田県個人情報保護審査会			異議申立てに対す る決定等の内容	
				諮問 年月日	答申 年月日	答申 内容	決定 年月日	決 定 内 容
21	H22.1.29	児童虐待事案に係る受付 相談票及び指導経過記録 の非訂正決定処分に対す る異議申立てに関する件	児童相談所	H22.2.5	H22.9.1	非訂正とした 決定は妥当	H22.9.21	棄却
22	H22.4.16	児童虐待事案に係る受付 相談票及び指導経過記録 の非訂正決定処分に対す る異議申立てに関する件	児童相談所	H22.4.27	H22.9.1	非訂正とした 決定は妥当	H22.9.21	棄却
23	H22.4.16	児童虐待事案に係る受付 相談票及び指導経過記録 の非訂正決定処分に対す る異議申立てに関する件	児童相談所	H22.4.27	H22.9.1	非訂正とした 決定は妥当	H22.9.21	棄却
24	H22.4.16	児童虐待事案に係る受付 相談票及び指導経過記録 の非訂正決定処分に対す る異議申立てに関する件	児童相談所	H22.4.27	H22.9.1	非訂正とした 決定は妥当	H22.9.21	棄却
25	H22.5.14	児童虐待事案に係る報告 書の非訂正処分に対する 審査請求に関する件	公安委員会	H22.5.27	H22.9.1	非訂正とした 決定は妥当	H22.9.9	棄却



## 6 個人情報保護審査会の運営状況

秋田県個人情報保護審査会は、秋田県個人情報保護条例第34条の規定に基づいて設置された知事の附属機関であり、平成22年度は5回の開催がありました。

### 【秋田県個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）】

会長代理	加賀勝己	弁護士
会長	内藤徹	弁護士
	坂本哲也	秋田県医師会副会長 秋田緑が丘病院 統括顧問
	佐々木有紀	国際教養大学国際教養学部講師
	渡部毅	ノースアジア大学法学部教授

※ 任期（自：平成22年10月17日～至：平成24年10月16日）

## 7 実施機関の事務登録の状況

秋田県個人情報保護条例第6条の規定に基づく、実施機関における個人情報取扱事務の登録事務数は1,934件となっております。

登録された1,934件の内訳は、知事部局が1,435件、その他実施機関が499件となっております。平成22年度末現在の実施機関別・部局別個人情報取扱事務登録件数は次のとおりです。

実施機関名	登録事務数	実施機関名	事務登録数
知事部局	1,435	選挙管理委員会	19
総務部	84	人事委員会事務局	7
企画振興部	90	監査委員事務局	8
健康福祉部	421	公安委員会・警察本部	143
生活環境部	223	労働委員会	9
農林水産部	290	収用委員会	4
産業経済労働部	140	海区漁業調整委員会	5
建設交通部	168	内水面漁場管理委員会	4
出納局	19	国際教養大学	33
議会事務局	14	県立大学	25
教育委員会	202	県立病院機構	14
		県立療育機構	12
		計	1,934

## II 資料

### 1 これまでの取り組み状況

年 月	事 項
H11. 8	・個人情報保護制度に関するモニターアンケート調査実施（対象者：200人）
9	・個人情報保護に関する民間アンケート調査実施〔対象事業者：313（うち県出資法人63）〕
10	・秋田県個人情報保護制度懇談会設置（以降平成12年3月までに6回開催）
H12. 3	・秋田県個人情報保護制度懇談会会長から知事に対し、「秋田県における個人情報保護制度のあり方について（提言）」の提出
8	・秋田県個人情報保護制度大綱策定
9	・秋田県個人情報保護制条例（案）を県議会9月定例会に提出
10	・秋田県個人情報保護制条例（案）が県議会9月定例会で可決 ・「秋田県個人情報保護条例」公布（秋田県条例第138号）（平成13年4月1日施行） ・「秋田県個人情報保護審査会規則」の制定
11	・県出資法人に対する個人情報保護条例に関する説明会
H13. 2	・条例に関する職員への説明会 ・「知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則」の制定 ・「事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則」の制定
3	・個人情報保護事務取扱要綱の制定 ・個人情報保護条例の解釈及び運用基準の制定 ・リーフレットの作成・配付（県民向け、事業者向け、職員向け） ・ポスターの作成・配付（県民向け） ・個人情報保護ガイドブックの作成・配付（事業者向け） ・「個人情報保護事務の手引き」の作成・配付 ・個人情報開示申請書等諸用紙の作成
9	・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）を9月定例会に提出 ・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）が9月定例会で可決 ・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布（平成14年4月1日施行）
H14. 6	・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）を6月定例会に提出 ・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）が6月定例会で可決 ・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布（平成14年7月9日施行）
9	・個人情報の適正管理に関する研修会
H15. 2	・苦情相談を受け事業者に対し指導・助言を行った。

年 月	事 項
H15. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）を12月定例会に提出</li> <li>・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）が12月定例会で可決</li> <li>・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布（平成15年12月22日施行） （平成16年4月1日施行）</li> <li>・苦情相談を受け事業者に対し内容の照会と資料の送付を行った</li> </ul>
H17. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）を2月定例会に提出</li> <li>・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）が2月定例会で可決</li> <li>・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布（平成17年4月1日施行） （平成18年4月1日施行）</li> </ul>
3	・職員に対する個人情報の相談業務等に関する説明会
H18. 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）を2月定例会に提出</li> <li>・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）が2月定例会で可決</li> <li>・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布（平成18年4月1日施行） （刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号）の施行の日から施行）</li> </ul>
H19. 6 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）を6月定例会に提出</li> <li>・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）が6月定例会で可決</li> <li>・秋田県個人情報保護条例の一部を改正する条例の公布（平成19年10月1日施行） （郵政民営化法等の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（平成17年10月21日法律第102号）の施行の日から施行）</li> </ul>
H21. 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋田県統計調査条例の全部を改正する条例の附則により秋田県個人情報保護条例の一部を改正（平成21年4月1日施行） （秋田県統計調査条例（平成21年3月19日条例第14号）の施行の日から施行）</li> </ul>
H22. 1	・苦情相談を受け事業者に対し内容の確認と資料の送付を行った。

## 2 個人情報保護審査会の開催等状況

審 査 会	年 月 日	事 項
第36回	H22. 5. 12	・諮問第21号（概要について）
第37回	H22. 6. 24	・諮問第21号から第24号、諮問第25号（事案審議）
第38回	H22. 7. 29	・諮問第21号から第24号、諮問第25号（意見陳述）
第39回	H22. 9. 1	・諮問第21号から第24号、諮問第25号（答申案について）
第40回	H22. 12. 10	・諮問第26号（事案審議）、会長の選任、会長代理の選任、議事録署名委員の指名について



諮問庁：秋田県知事

諮問日：平成22年2月 5日（諮問第21号）

平成22年4月27日（諮問第22号～24号）

答申日：平成22年9月 1日（答申第25号）

事件名：児童虐待事案に係る受付相談票及び指導経過記録の非訂正決定処分に対する異議申立てに関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

児童虐待事案に係る受付相談票及び指導経過記録（以下「本件対象文書」という。）に記載された個人情報の訂正請求につき、秋田県知事（以下「実施機関」という。）が非訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 諮問事件の内容

#### 1 諮問第21号

##### (1) 異議申立てに至る経緯

###### ア 訂正請求

異議申立人は、平成22年1月5日付けで、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号。以下「条例」という。）24条1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象文書に記載されている児童虐待に係る通報の受付時刻について、「PM07:00」から「20時10分」に訂正を求める請求（以下「第21号訂正請求」という。）を行った。

###### イ 実施機関の決定

実施機関は、平成22年1月21日付けで、第21号非訂正請求に係る個人情報については訂正しないこととする個人情報非訂正決定（以下「第21号非訂正決定」という。）を行い、条例26条の2の規定に基づき異議申立人に通知した。

#### ウ 異議申立て

異議申立人は、平成22年1月29日付けで、第21号非訂正決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「法」という。）6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### (2) 異議申立人の主張の要旨

- ア 理由説明書では、受付相談票に記録されている受付時刻は、要保護児童に関する情報として●●警察署から第一報を受けたおおよその時刻である午後7時を記録したものとあるが、同じ事案で秋田県警察本部長から開示を受けた書類には、●児童相談所への連絡時刻として20時10分と記載されている。
- イ 第一報を受けた時刻からの業務内容と庁舎警備システムの退庁記録から当該時刻に誤りはないとしているが、庁舎警備システムの退庁記録が受付時刻を証明するものにはならない。また、●児童相談所が入居している建物には違う機関も同居しており、庁舎警備システムの退庁記録が●児童相談所の職員が退庁した時刻との証明にもならない。

### (3) 諮問庁の説明の要旨

- ア 受付相談票に記載されている受付時刻は、要保護児童に関する情報として●●警察署から第一報を受けたおおよその時刻である午後7時を記録したものである。その後、1時間程度●●警察署員と通報のやりとりをして●●警察署に赴くために退庁しており、退庁記録及び公用車運行記録に照らしても当該時刻に誤りはない。
- イ ●児童相談所への要保護児童に関する情報は、相手方の意図として必

ずしも通告という形でもたらされるとは限らず、相談や情報提供等の形態でもたらされることも多いことから、●児童相談所では外部からの個人を特定できる情報については、すべて通告と捉えて受付相談票を起しているものである。

したがって、●●警察署からの第一報の連絡をもって通告と捉え、当該時刻を受付相談票に記録していることは適正なものである。

ウ 秋田県警察本部長から異議申立人に開示されている文書の連絡日時欄の時刻は、●●警察署が●児童相談所との間で複数回にわたり情報交換や連絡等をした後、本通告として連絡した時刻の20時10分を記載したものであり、●児童相談所が通告として捉えた時刻と相違があるからといって矛盾が生じるものではない。

## 2 諮問第22号

### (1) 異議申立てに至る経緯

#### ア 訂正請求

異議申立人は、平成22年1月18日付けで、条例24条1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象文書に記載されている●児童相談所職員が●●警察署を訪問した時刻について、「PM8:30」から「PM9:30」に訂正を求める請求（以下「第22号訂正請求」という。）を行った。

#### イ 実施機関の決定

実施機関は、平成22年2月15日付けで、第22号訂正請求に係る個人情報については訂正しないこととする個人情報非訂正決定（以下「第22号非訂正決定」という。）を行い、条例26条の2の規定に基づき異議申立人に通知した。

#### ウ 異議申立て

異議申立人は、平成22年4月16日付けで、第22号非訂正決定を不服として、法6条の規定に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

## (2) 異議申立人の主張の要旨

- ア ●児童相談所職員が●●警察署に到着した時刻としている午後8時30分は夫がまだ警察署にいない時刻であり、●児童相談所職員は●●警察署に着いてから直ぐに夫と面談している。
- イ 夫の入院先のカルテには一時退院をした時刻が記載されており、その数十分後に●●警察署へ夫が到着し、到着後数十分後に●児童相談所職員が到着しているため午後9時半頃になる。
- ウ 庁舎警備システムの退庁記録に「8：14」と残っていることを理由に訂正を拒否しているが、施錠後車に乗り発進するまで5分を要するのではないか。それから●●警察署まで10分で到着するのは無理である。

## (3) 諮問庁の説明の要旨

- ア ●●警察署から第一報を受け、複数回にわたる電話連絡の後、午後8時10分頃に通報への対応のため職員2名が公用自動車出張している。公用自動車の自動車使用簿の記録によると、運行時間は20時00分から翌日0時35分となっている。また、庁舎警備システムの記録によると午後8時14分に施錠したことになっていることから、●●警察署に到着した時刻は午後8時30分頃と推定できる。
- イ ●児童相談所職員は●●警察署到着後に署員から聞き取り確認し、その後午後9時頃から午後10時30分頃まで児童、父、母、再び児童の順番で面接等を行っていることから考えても、受付相談票に記録されている午後8時30分は、ほぼ妥当な時刻である。

## 3 諮問第23号



## (1) 異議申立てに至る経緯

### ア 訂正請求

異議申立人は、平成22年2月17日付けで、条例24条1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象文書に記載されている異議申立人との面接に係る内容について、「PM10:15 生活安全課隣の取調室にて 母親と面接 ●●児童福祉司、警察官1名同席」から「PM9:50 生活安全課隣の取調室にて 母親と面接 ●●児童福祉司、●●児童福祉司、警察官1名同席」に訂正を求める請求（以下「第23号訂正請求」という。）を行った。

### イ 実施機関の決定

実施機関は、平成22年3月17日付けで、第23号訂正請求に係る個人情報については訂正しないこととする個人情報非訂正決定（以下「第23号非訂正決定」という。）を行い、条例26条の2の規定に基づき異議申立人に通知した。

### ウ 異議申立て

異議申立人は、平成22年4月16日付けで、第23号非訂正決定を不服として、法6条の規定に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

## (2) 異議申立人の主張の要旨

### ア 面接時刻について

(ア) 当所で再度調査をしたとしているが、身内だけの聞き取りは本当の意味で調査と呼べないとする。

(イ) 携帯電話の料金明細内訳書に記録されている当日午後10時37分には●●児童相談所の前で電話しており、午後10時15分から●●警察署で面接をしたということはない。

### イ 児童福祉司の氏名の追記について

(ア) 面接者について●児童相談所も2人と認めている。

(イ) 開示された書類を見ると、その場に●●児童福祉司がいたことが客観的にわかる記載になっていない。

### (3) 諮問庁の説明の要旨

#### ア 面接時刻について

(ア) ●●警察署から再度聞き取り調査をしたところ、午後8時50分頃●児童相談所職員2名が児童及び父母と面接調査開始、午後10時35分頃両親帰宅、午後10時40分頃●児童相談所職員が移送のため児童と共に●●警察署を出発とのことであった。●児童相談所の受付相談票の記載によると午後9時頃から児童、父、母、児童の順で面接をし、午後10時40分に児童の移送を開始したことから、時間経過について●●警察署の把握している時刻とほぼ一致している。これらのことを勘案すると、●児童相談所が記録している母と面接した時刻の午後10時15分は、ほぼ妥当な時刻と判断できる。

(イ) 異議申立人は午後10時37分に●児童相談所前にいたと主張するが、上記(ア)のとおり午後10時35分頃に●●警察署を退庁していることになっていることから矛盾するものである。また、証明書類として提出している携帯電話料金明細内訳書の通話開始時刻のみでは、母親と面接した時刻が午後9時50分頃であるとするには根拠が乏しい。

#### イ 児童福祉司の氏名の追記について

受付相談票の担当者欄及び別紙記録の最終頁への氏名印でわかるとおり、受付相談票は●●児童福祉司が作成した記録であることから、「●●児童福祉司、警察官1名同席」という記載表現になっているものである。したがって、●●児童福祉司が面接をしていることは明らかであり、記載内容に特に誤りはない。

## 4 諮問第24号

### (1) 異議申立てに至る経緯

#### ア 訂正請求

異議申立人は、平成22年2月17日付けで、条例24条1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象文書に記載されている審査請求人との連絡記録について、「母に電話連絡」から「●●児相の職員から聞いた連絡先に非通知にて電話連絡」に訂正を求める請求（以下「第24号訂正請求」という。）を行った。

#### イ 実施機関の決定

実施機関は、平成22年3月17日付けで、第24号訂正請求に係る個人情報については訂正しないこととする個人情報非訂正決定（以下「第24号非訂正決定」という。）を行い、条例26条の2の規定に基づき異議申立人に通知した。

#### ウ 異議申立て

異議申立人は、平成22年4月16日付けで、第24号非訂正決定を不服として、法6条の規定に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

### (2) 異議申立人の主張の要旨

ア 「母に電話連絡」との表現は●●児相談所職員と電話対応した●児童相談所職員が、当日連絡先を知っていたことを意味するものであり、事実と相違する。

イ 非訂正の理由として「記載するかどうかは実施機関の裁量による」とあるが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律では、正確性の確保とあり、不利益になりうることを都合のいいような解釈で記載しても良いとはなっていない。

### (3) 諮問庁の説明の要旨

ア 指導経過記録への記載内容については、指導上必要となる事項について記載するものであり、その方法や内容等は実施機関の方針によるものである。

イ ●児童相談所では「母に電話連絡」したという基本的な客観的事実を指導経過記録の見出しとして記載しているものであるので、訂正は不要と判断した。

### 第3 調査審議の経過

当審査会は、諮問第21号から第24号について、次のとおり調査審議を行った。

- (1) 平成22年2月 8日 諮問の受け付け（第21号）
- (2) 平成22年3月 4日 諮問庁から非訂正理由説明書を收受（第21号）
- (3) 平成22年3月31日 異議申立人から意見書を收受（第21号）
- (4) 平成22年4月30日 諮問の受け付け（第22号～第24号）
- (5) 平成22年5月12日 審議（第21号）
- (6) 平成22年6月10日 諮問庁から非訂正理由説明書を收受（第22号～第24号）
- (7) 平成22年6月24日 審議（第21～第24号）
- (8) 平成22年7月29日 諮問庁が意見陳述（第21号～第24号）
- (9) 平成22年9月 1日 審議（第21号～第24号）

### 第4 審査会の判断理由

#### 1 条例の趣旨

- (1) 条例は24条1項で「何人も、第21条第1項又は第22条第2項の規定により開示を受けた自己を本人とする個人情報の内容が事実でない

と思料するときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」と定めている。これは、自己を本人とする個人情報に正確でない場合における誤った行政処分がなされるおそれや本人の不安感などに適切に対応するため、訂正請求を条例上の権利として位置付けたものである。

(2) 訂正請求について、条例は26条で「実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。」と定めている。つまり、実施機関は、同条の規定に基づき、訂正請求に理由があると認められれば訂正義務があるが、一方でそれは、「個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内」に限定されている。

## 2 本件訂正請求について

児童虐待が疑われる事案について通告があつた場合、児童相談所は一時保護等の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく行政上の措置を実施する。本件対象文書は、児童虐待が疑われる事案について●児童相談所が●●警察署より第一報を受けてから児童の一時保護までの経緯を記録した文書であることから、「個人情報を取り扱う事務の目的」は児童相談所の一時保護処分が妥当であるかどうかの判断に利用することにあると考えられる。

本件訂正請求の内容は、時間的な誤差の修正や必要以上の詳細な記載を求めるものであるが、これらは児童の安全等と直接関係するものではなく、異議申立人の主張にあるような訂正をしたからといって、一時保護の妥当性や必要性の判断について影響を与えるものではないことから、本件のような事案は「事務の目的の達成に必要な範囲」にあるとは

言えず、当該個人情報を訂正する必要性は認められない。

### 3 異議申立人の主張について

上記2のとおり、本件訂正請求については訂正の必要性は認められないが、念のため異議申立人の主張について検討することとする。

#### (1) 諮問第21号について

異議申立人は秋田県警察本部長から個人情報開示請求により開示を受けた文書を証拠書類として提出しており、当該文書に記載されている●●警察署から●●児童相談所への連絡時刻「20時10分」と、●●児童相談所の受付相談票に記載されている通告の受付時刻「PM07:00」とが矛盾すると主張する。

一方諮問庁は、●●警察署からの第一報の連絡をもって通告と捉え当該時刻を受付相談票に記録したもので、秋田県警察本部長から異議申立人に開示された文書の連絡時刻は●●警察署が本通告として児童相談所に連絡した時刻を記載したものであることから、矛盾が生じるものではないと主張する。

当審査会では、秋田県警察本部長に対し当該時刻の記載について確認したが、諮問庁の説明と相違するところが無かったことから、それぞれの文書に記載されている時刻についてはどちらも事実であると判断できる。したがって、異議申立人の主張を認めることはできない。

#### (2) 諮問第22号について

異議申立人は、●●児童相談所職員が、●●警察署に着いてからすぐ夫と面接しており、午後8時30分は夫がまだ、●●警察署にいない時刻であるとして、夫の入院先から口頭で聴取した内容について自ら作成した書類を、事実を証明する資料として提出している。

一方諮問庁は、庁舎警備システムの退庁記録や公用自動車運行記録な

どから●●警察署に到着した時刻がおおよそ午後8時30分頃であり、●●児童相談所職員は●●警察署到着後に署員から聞き取り確認し、その後午後9時頃から午後10時30分頃まで児童、父、母、再び児童の順番で面接等を行っているとは主張している。

この諮問庁の主張については特段不自然な点はなく、●●児童相談所の記載が事実であることに一定の合理性があると判断できるうえに、異議申立人が提出した書類については、当該記録が事実でないことを証明するために必要な相当程度の資料とは認められない。したがって、異議申立人の主張を認めることはできない。

### (3) 諮問第23号について

異議申立人は●●児童相談所職員と面接した時間が事実でないことを証明する資料として携帯電話料金明細内訳書を提出しているが、諮問庁は通話記録だけでは面接時刻が午後9時50分であるとする根拠が乏しいと主張している。

当該明細内訳書では午後10時37分に通話をしていることは確認できるが、その情報からは異議申立人が主張するように、当該時刻に●●児童相談所前にいたと確認することはできないことから、異議申立人の主張を証拠づけるものとして認めることはできない。

また、異議申立人は受付相談票の記載では面接の場に●●児童福祉司がいたことが客観的にわからないと主張し、それに対して諮問庁は●●児童福祉司が作成した記録であることから受付相談票にある記載表現になっているのであって、記載内容に誤りはないと主張している。

本件対象文書を見分したところ、当該文書には●●児童福祉司が作成した記録として押印が認められ、その内容から●●児童福祉司が面接していることが明らかであると判断される。したがって、異議申立人の主張を認めることはできない。

#### (4) 諮問第24号について

異議申立人は「母に電話連絡」との表現は●児童相談所職員が当日連絡先を知っていたことを意味するものであり事実と相違すると主張し、諮問庁は、基本的な客観事実を指導経過記録の見出しとして記載しているものであるので、訂正は不要であると主張する。

条例で定める訂正請求制度では、訂正請求者がより詳細に記載することを請求した場合であっても、個人情報を取り扱う事務の目的との関係において、請求の趣旨に沿うまでの内容を記録する必要がない場合は、請求を拒否することができるかとされている。当該請求で訂正を求めている内容は、諮問庁が主張するように指導経過記録の見出し部分に係るものであり、その事務の目的から当該部分を訂正しなければならないほどの必要性はないと判断されることから、異議申立人の主張を認めることはできない。

#### 4 本件非訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件訂正請求に係る個人情報は、条例26条の規定により訂正しなければならない場合に該当するとは認められないので、実施機関が非訂正とした決定については、妥当であると判断した。



## 第5 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
会 長	内 藤 徹	弁 護 士
会長代理	加 賀 勝 己	弁 護 士
	福 田 光 之	中 通 総 合 病 院 院 長
	渡 部 毅	ノースアジア大学法学部教授

諮問庁：秋田県公安委員会

諮問日：平成22年5月27日（諮問第25号）

答申日：平成22年9月1日（答申第26号）

事件名：児童虐待事案に係る報告書の非訂正決定処分に対する審査請求に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

児童虐待事案に係る報告書（以下「本件対象文書」という。）に記載された個人情報の訂正請求につき、秋田県警察本部長（以下「実施機関」という。）が非訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 訂正請求

審査請求人は、平成22年3月15日付けで、秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号。以下「条例」という。）24条1項の規定に基づき、実施機関に対し、本件対象文書に記載されている審査請求人が●●警察署に来署した時刻について、「午後8時」から「午後8時20分以降」に訂正を求める請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、平成22年4月9日付けで、本件訂正請求に係る個人情報については訂正しないこととする個人情報非訂正決定（以下「本件非訂正

決定」という。)を行い、条例26条の2の規定に基づき審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成22年5月14日付けで、本件非訂正決定を不服として、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)5条の規定に基づき、秋田県公安委員会に対して審査請求を行った。

## 第3 審査請求人の主張の要旨

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件非訂正決定を取り消し、個人情報訂正決定を求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 入院先のカルテを見てわかるとおり、午後8時にはまだ病院にいて●

●警察署に到着するまで20分から30分程度かかることから、午後8時には警察署にはいない。

非訂正理由として「午後8時20分以降とすべき具体的な証明資料がなく、証明不可能な推測に基づいて訂正することは不可能だ」とあるが、病院のカルテに記載されている時刻以降から、出かける準備の所要時間、

●●警察署までの移動時間の証明の方法はあるのか尋ねたい。

(2) 非訂正理由として「緊急時の場合は、詳細に記録することは事実上不可能」とあるが、これは調書そのものが曖昧なもの、または不確かなもの、作られたものでも仕方がないと言っているようなものである。行政機関の保有する個人情報保護に関する法律の中では正確性の確保とあ

り、母親が訂正請求した際に担当者が口にした「責任を持って作成されたもの」という言葉から、緊急時は曖昧なもので仕方ないというものではない。

- (3) カルテの一部に「20:00」とあり、同時刻頃に同じ人間が警察署と病院にいることは不可能である。審査請求人が●●警察署に着く前に児童相談所職員を呼んでいた事実を曲げ、到着してから連絡した内容にしているため、請求した内容で訂正してしまうと警察が作ったシナリオの内容が変わるために請求を認めないものになっているとしか思えない。

#### **第4 諮問庁の説明の要旨**

諮問庁は、本件訂正請求に対して本件非訂正決定を行った理由を次のとおり説明している。

##### **1 個人情報を取り扱う事務の目的**

- (1) 本件対象文書の作成根拠

本件対象文書は、秋田県少年警察活動要綱88条2項に基づき児童虐待事案及びその疑いのある事案を認知した警察署長から警察本部少年課長に報告することとされている報告書である。報告の時期については、同条1項で「急を要し当該報告書を作成して報告するいとまがない場合は、事後遅滞なく当該書面を作成し報告すること」とされている。

- (2) 作成目的

児童虐待容疑事案を取り扱った警察署が、児童虐待の可能性があると認めた経緯などを明らかにすることで恣意的判断を排除し、警察署長と少年課長への報告を通じてその適法性、妥当性を検証した上で今後の組織的対応に資することにある。

このため、本件対象文書は児童虐待を受け、又は受けた疑いがあると認めた理由を明確にすることを主たる目的として作成されている。

## 2 訂正請求の対象である記載の性格

本件対象文書は、児童通告と児童相談所による児童の一時保護の後、遅滞なくその状況をまとめたもので、父親の来署時刻を明確に確定できる記録がなかったため、ある程度の幅を持たせる記載とせざるを得なかったものである。

この記載自体は、特定個人の識別を可能とする情報、特定個人の属性情報及び客観的な正誤の判定になじむ事項のいずれにも該当するとは認められないほか、審査請求人の権利利益を侵害する記載とも認められないものと判断した。

## 3 正確性の確保の観点

実施機関が保有する個人情報には正確であるべきことは勿論である。しかし、本件対象文書のように、児童の一時保護を必要とするか否かを緊急に判断し事後遅滞なく書面報告を求められている場合などには、記載すべき事項のすべてを正確かつ詳細に記載しなければならないということは不可能である。

そのため、本件訂正請求の対象となった記載については、個人情報を取り扱う事務の目的に照らして詳細な記載までを必要としない部分であり、個人の権利利益の侵害や事実を歪曲させてしまう恐れなどの支障も生じさせていないことから概括的な記載ではあるが是認すべき範囲と認めたものである。

本件対象文書では、父親の来署時刻を「8時ころ」と幅を持たせて記載しており、「8時」と断定したものではない。審査請求人は「午後8時20分以降に訂正を求める」と主張するが、前述のとおり性格を有する部分であることと、午後8時20分以降とする明確な根拠もないままに訂正に応ずることは却って正確性を損なうこととなるため、これに応ずること

はできないと認めたものである。

## **第5 調査審議の経過**

当審査会は、本件諮問事件について、次のとおり調査審議を行った。

- (1) 平成22年5月27日 諮問の受け付け
- (2) 平成22年5月31日 諮問庁から非訂正理由説明書を收受
- (3) 平成22年6月24日 審議
- (4) 平成22年7月29日 諮問庁が意見陳述
- (5) 平成22年9月 1日 審議

## **第6 審査会の判断理由**

### **1 条例の趣旨**

- (1) 条例は24条1項で「何人も、第21条第1項又は第22条第2項の規定により開示を受けた自己を本人とする個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対し、その訂正の請求をすることができる。」と定めている。これは、自己を本人とする個人情報に正確でない場合における誤った行政処分がなされるおそれや本人の不安感などに適切に対応するため、訂正請求を権利として位置付けたものである。
- (2) 訂正請求について、条例は26条で「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。」と定めている。つまり、実施機関は、同条の規定に基づき、訂正請求に理由があると認められれば訂正義務があるが、一方でそれは、「個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内」に限定されている。

## 2 本件訂正請求について

児童虐待が疑われる場合、警察は児童相談所に通告する等の必要な措置を執ることとなり、児童相談所は一時保護等の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく行政上の措置を実施する。諮問庁の説明によると、本件対象文書は、児童虐待を受け、又は受けた疑いがあると認められた理由を明確にすることを主たる目的としていることから、「個人情報を取り扱う事務の目的」は、児童の安全確保の観点から児童相談所への通告等の措置が妥当であるかどうかの判断に利用することにあると考えられる。本件訂正請求の内容は時間的な誤差を言っており、来署時刻そのものは児童の安全等と直接関係するものではなく、審査請求人の主張にあるような訂正をしたからといって、児童相談所への通告の妥当性や必要性の判断について影響を与えるものではないことから、本件のような事案は「事務の目的の達成に必要な範囲」にあるとは言えず、当該個人情報を訂正する必要性は認められない。

## 3 審査請求人の主張について

上記2のとおり、本件訂正請求については訂正の必要性は認められないが、念のため審査請求人の主張について検討することとする。

審査請求人は、訂正請求の際に証拠としてカルテを添付しており、午後8時にはまだ病院にいて、●●警察署に到着するまで20分から30分程度かかることから、午後8時には●●警察署にはいないと主張する。当審査会において見分したところ、カルテには「追記20:00」との記載があることが確認できた。しかし、これは20時に看護師が追記をしたという事実を示すものであり、審査請求人が当該時刻に病院にいたことを示すものではないから、審査請求人の主張を証拠づけるものとして認めることはできない。

#### 4 本件非訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件訂正請求に係る個人情報、条例26条の規定により訂正しなければならない場合に該当するとは認められないので、実施機関が非訂正とした決定については、妥当であると判断した。

#### 第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
会 長	内 藤 徹	弁護士
会長代理	加 賀 勝 己	弁護士
	福 田 光 之	中通総合病院院長
	渡 部 毅	ノースアジア大学法学部教授



答 申 第 2 7 号

平成22年12月10日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

秋田県個人情報保護審査会

会 長 内 藤 徹

秋田県個人情報保護審査会における審議について（答申）

秋田県個人情報保護条例第9条第1項第7の規定に基づき諮問のあった次の案件について、別紙のとおり答申します。

児童相談所が保有する児童虐待情報の提供について

（平成22年12月1日付け子－1431）

## 別紙

諮問のあった事項については、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることがないようにするためのものであり、公益上の必要その他相当の理由があると判断されることから、利用及び提供の制限に関する例外として、妥当な内容であると認められる。